

平成27年度予算見積調書

課室名：学事課
 担当名：高等学校担当
 内線：2558

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B17	私立学校被災児童生徒授業料等減免事業補助			一般会計	教育費	私立学校費	私立学校等振興費	私立学校父母負担軽減事業補助	
事業期間	平成23年度～	根拠法令	被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金交付要綱			戦略項目	06	時代に応え未来を拓く人材育成	
						分野施策	020105	私学教育の振興	
1 事業の概要 東日本大震災により就学等が困難となった幼児児童生徒の授業料等を減免した私立学校等に対し、補助を実施する。 (1)私立幼稚園被災幼児保育料等減免事業補助 17,413千円 (2)私立学校被災児童生徒授業等減免事業補助 16,170千円 (3)私立専修・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業補助 7,307千円				5 事業説明 (1)事業内容： ア 私立幼稚園被災幼児保育料等減免事業補助（補助対象見込 72人） 県内の私立幼稚園に通園する被災園児の保護者の経済的負担を軽減するため、幼稚園が行う保育料軽減事業に対して経費を補助する。軽減された保育料、入園料、施設整備費等の全額を補助対象経費とする。 イ 私立学校被災児童生徒授業料等減免事業補助（補助対象見込 27人） 県内の私立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に在学する被災児童生徒及び保護者の経済的負担を軽減するため、学校法人が行う授業料等軽減事業に対して経費を補助する。軽減された授業料、入学金、施設整備費等の全額を補助対象経費とする。 ウ 私立専修・各種学校被災児童生徒授業料等減免事業補助（補助対象見込 23人） 県内の私立専修学校、各種学校に在学する被災児童生徒及び保護者の経済的負担を軽減するため、学校が行う授業料等軽減事業に対して経費を補助する。 (ア)専修学校高等課程 軽減された授業料、入学金、施設整備費等の全額を補助対象経費とする。 (イ)専修学校（専門課程及び一般課程）及び各種学校 学校が軽減した額の2/3を補助し、1/3は学校負担である。 軽減された授業料、入学金、施設整備費等の2/3を補助対象経費とする。					
2 事業主体及び負担区分 幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校分 (国10/10、県0) 学校法人0 専修・各種学校分 (国2/3、県0) 学校法人1/3				(2)事業計画：国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を財源とし、被災した幼児児童生徒への中・長期的な就学支援を行う。 (3)事業効果：平成25年度実績 幼稚園 ...79名に対し、総額12,696千円の補助を実施 小中高等学校 ...14名に対し、総額 5,715千円の補助を実施 専修・各種学校...16名に対し、総額 4,051千円の補助を実施					
3 地方財政措置の状況 なし				(4)変更点：国の「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を財源とした基金事業が平成26年度で終了予定。しかし、来年度からは単年度の国の交付金を財源として、事業を継続する予定である。					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.4人=3,800千円									
				財 源 内 訳					
予算額		国庫支出金	繰入金					一般財源	前年との対比
決定額	40,890	40,890							7,261
前年額	48,151		48,151						